

# 生活保護業務委託拡大の動き

生活保護の現状や実践を学ぶ地方議員研修会（主催・生活保護問題対策全国会議、公的扶助研究会）は3日目の18日、オンラインで、生活保護業務を担う福祉事務所の外部委託化問題、生活保護行政改善に向けた地方議員の役割に関する2講座を行いました。

外部委託化の講座で

## 阻止へ「正念場」

### 地方議員研修会

は、桜井啓太立命館大学准教授と小久保哲郎弁護士が、国の動向や委託化の問題点を報告。現行法では認められていないケースワーク業務の根幹（生活保護の決定・実施）を委託可能にする検討が国により進められ、今年度中に結論を得るとされており、「今が正念場だ」と述べました。

桜井氏は、生存権（憲法25条）保障の義務を負う国家の責任が後退する危険などを指摘。自治体が人員不足を理由に国の委託化方針に賛成する傾向があるとして、自治体議員がケースワーカーの充足率をただし、「いつから充足していないのか」「いつまでに充足させるのか」を追及することが重要だと語りました。

外部委託化をめぐる

では、東京都中野区が、65歳以上の利用者世帯の約半数について、家庭訪問などのケースワーク業務を外部委託していることが発覚し、問題になっています。議会では追及してきた日本共産党の浦野さとみ区議が、生活保護の決定・実施を含むケースワーク業務が実質的に委託先に丸投げされている実態と議会論戦について特別報告。実態調査や論戦に当たり、生活困窮者支援団体からの情報提供や全国会議メンバーの調査・助言が大きな力になったと述べ、「各自治体でも、全国会議などと連携し、ケースワーク業務の動向を注視しよう」と提起しました。

地方議員の役割に関する講座では、3議員が、生活保護行政改善に向けた論戦、調査権を駆使した活動などの実践を報告しました。